

## 大阪市水道局業務委託成績評定要領

(制定 平成27年5月19日局長決)  
(最近改正 令和6年11月28日管財課長決)

### (目的)

第1条 この要領は、大阪市水道局が発注する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、完了検査時の業務委託料が100万円を超える測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）とする。

また、単年度ごとに単価により同一業者に発注する契約（以下「単価契約」という。）の場合は、当該年度に発注した業務委託料の合計金額が100万円を超える場合に評定を行うものとする。

2 建築設計等業務委託は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
- (2) 設計意図を受注者に正確に伝えるために行う業務
- (3) 建築又は建築設備に関する診断業務
- (4) 上記1号から3号以外の建設コンサルタント業務（建築工事・建築設備工事監理業務及び敷地調査業務を除く。）
- (5) 建築工事・建築設備工事監理業務

3 土木設計・測量・地質等業務委託は、次の各号に掲げる業務をいう。なお、以下の共通仕様書および基準において一部修正等があった場合には最新版によるものとする。

- (1) 地質・土質調査共通仕様書に定める地質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）
- (2) 測量業務共通仕様書（以下「測量共通仕様書」という。）に定める測量業務
- (3) 土木設計等業務委託共通仕様書及び電気通信施設設計業務共通仕様書（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務
- (4) 設計共通仕様書に定める設計業務（「概略・予備設計」、「詳細設計」）

4 用地関係業務委託は、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 土地等の取得若しくは使用又はその他の損失補償にかかる建物及びその他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償金額の算定等並びにその他関連する業務

### (評定者)

第3条 前条の評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。その他、管財課長が評定者として必要と認める者がある場合は、この限りでない。

#### (1) 監督職員

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という）第39条の2第1項に規定する監督職員

#### (2) 補助監督職員

- 前号の監督職員を直接補助する係長級職員
- (3) 檢査職員  
契約規程第39条の2第2項に規定する検査職員

(評定の方法)

第4条 評定は、監督又は検査で確認した事項について、業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、別に定める成績評定考査基準に基づき、評定を行うものとする。

(評定の時期)

第5条 檢査職員は完了検査を実施したとき、監督職員及び補助監督職員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。ただし、単価契約の業務委託にあっては、業務が完了したときに総合的に評定する。

(成績不良に関する報告)

第6条 評定の結果、次の場合は、速やかに管財課長へ報告するものとする。

- (1) 第2条第2項に定める業務委託の評定点が60点未満の場合  
(2) 前号の業務を除く業務の評定点が55点未満の場合

(評定結果の通知)

第7条 檢査職員は、評定結果を業務委託成績評定通知書（様式1）により、当該業務の受注者に速やかに通知するものとする。

(評定結果の公表)

第8条 前条による通知後、評定日の属する月の月末までに評定表の写しを管財課長に送付するものとする。管財課長は送付された評定表を基に、評定日の属する月の翌々月の10日までに大阪市ホームページにおいて、評定結果を公表するものとする。

2 前項の公表は、業務委託成績評定結果一覧表（様式2）にて行うものとする。

3 公表期間は、評定日の属する年度の翌年度末日までとする。

(評定の修正)

第9条 第7条の通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該評定を修正しなければならない。

- (1) 当該業務の成果品に受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任に係る条項等に記された手続きに従い、履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除が実施された場合。ただし、履行の追完とは、軽微なミスの修正ではない大幅な追完をいう。
- (2) 当該業務に関し、評定後に粗雑な履行が判明したことにより、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）が行われた場合
- (3) 当該業務に関し、評定後に提出書類等に虚偽記載が判明したことにより、停止措置が行われた場合
- (4) 当該業務に関し、評定後に法令違反行為が判明したことにより、停止措置が行われた場合

- (5) 当該業務に関し、評定上の考查誤り又は計算誤りが判明した場合
- 2 前項の規定による修正を行う対象は、修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものとする。
- 3 第1項により修正した場合は、遅滞なくその結果を、業務委託成績評定通知書（再通知）（様式3）により、当該業務の受注者に通知し、前条の公表についても修正を行うものとする。なお、公表の修正を行う際には、業務委託成績評定結果一覧表（様式2）の備考欄に修正した旨を記載すること。

(説明請求等)

- 第10条 第7条又は前条第3項の規定により評定結果の通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に、書面により、大阪市水道局長（以下「局長」という。）に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 前項の規定により説明を求められた場合、局長は、局内の成績評定関係者の意見を聞き、成績評定結果に関する説明請求に対する回答書（様式4）により速やかに回答するものとする。

(再説明請求等)

- 第11条 前条第2項の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に、書面により、局長に対して再説明を求めることができる。
- 2 前項の規定により再説明を求められた場合、局長は、大阪市入札等監視委員会の審議を経て、成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書（様式5）により回答するものとする。

(細則)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、大阪市水道局が行う建設コンサルタント等業務の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、管財課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月1日から適用する。
- 2 この要領は、施行の日以降に成績評定を実施する業務について適用する。  
ただし、第8条の規定は、大阪市業務委託成績評定要領の水道局における運用を定める要領（制定 平24.3.15）（以下、「旧要領」という。）により、平成27年4月1日以降に成績評定を実施した業務について適用する。
- 3 この要領の施行に伴い、旧要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に成績評定を実施する業務について適用する。

附 則

- 1 この改正規定は、令和3年8月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、施行日以降に第5条に定める総括監督員及び主管監督員が評定を行う業務について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の大坂市水道局業務委託成績評定要領は、この要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に成績評定を実施する業務について適用し、施行日前に成績評定を実施した業務については、なお従前の例による。

#### 附 則

この改正規定は、令和6年12月1日から施行する。

(様式1)

大水〇〇第  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

大阪市水道局 部

指定職員： 役職 ○○ ○○

## 業務委託成績評定通知書

貴社が受注した次の委託業務について、大阪市水道局業務委託成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は次のとおりです。

記

1 業 務 名 称

2 履 行 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 成 績 評 定 結 果 点 (詳細については別紙のとおり)

4 送 付 先 〒 大阪市 区 丁目 番 号  
大阪市水道局 部 宛

5 手 続 等 の 問 合 せ 先 大阪市水道局 部 担 当  
T E L 0 6 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

貴社がこの「成績評定通知書」を受けられた日は次のとおり扱います。

- 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 年 月 日です。
- 郵送等によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

(別紙-設計)

業務名称			
契約金額	当初：	最終：	
契約日	年月日		
設計委託期限	当初：年月日	最終：年月日	
完了年月日	年月日		
完了検査年月日	年月日		
契約相手方名称・所在地	名称：	所在地：	
管理技術者氏名			
担当主任技術者氏名	建築：	電気：	
	構造：	機械：	
	積算：	その他：	
業務評定点			
①総合点（基礎項目注1）及び創意工夫項目注2の評価による）（　　）			
②基礎点（基礎項目のみの評価による）（　　）			
管理技術者評定点			
管理技術者評定点（管理技術者に対する評価）（　　）			

注1) 基礎項目とは、すべての業務に共通する基礎的な内容に関する業過項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

評価項目			評点
1. 専門技術力	I. 業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討・確認内容 打合せ資料の内容 十分な技術力	/
2. 管理技術力	I. 工程管理能力	実施手順、工事工程管理 実施体制 打合せ内容の理解、記録 関連工事監理者への情報伝達 工程管理	/
	II. 品質管理能力	ミス防止の実施	/
	III. 弾力性等	工事工程の変更への対応	/
3. コミュニケーション力	I. 説明力 表現力 協調性	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力	/
4. 取組姿勢 社会性	I. 責任感 積極性	責任感の強さ、積極性	/
5. 施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認		目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無	/
加減点計			/ 35.00
基準点			65.0
法令遵守等(減点)			0.0
評定点合計			/100

評価項目		業務評定 (評定点／満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画 点／点
	実施状況の評価	執行管理 点／点
		品質管理 点／点
		業務特性 点／点
		創意工夫 点／点
	説明調整能力の評価	説明調整能力 点／点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 点／点
結果評価	成果品の品質	点／点
評定点の加重平均点		点
業務執行上に係る過失に伴う減点		点
事故等による減点		点
履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除による減点		点
その他( )		点
総合評定点(注2)		点

注1) 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。

注2) 総合評定点は評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。

(別紙-用地等)

用地関係業務 I

考査項目		業務評定 (評定点／満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画 点／点
	実施状況の評価	執行管理執行計画 点／点
		品質管理執行計画 点／点
		業務特性執行計画 点／点
		創意工夫執行計画 点／点
	説明調整能力の評価	説明調整能力 点／点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 点／点
	結果評価	成果品の品質 点／点
	評定点の小計（注2）	点／点
	業務執行上に係る過失に伴う減点	点
事故等による減点		点
履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除による減点		点
その他（ ）		点
総合評定点（注2）		点

注1) 各評価項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

注2) 評定点の小計及び総合評定点は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

## (別紙-用地等)

## 用地関係業務Ⅱ

考査項目		業務評定 (評定点／満点)
専門技術力	目的と内容の理解	点／点
	的確な履行	点／点
	業務目的の達成度	点／点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点／点
	打ち合わせの理解度	点／点
	指揮系統の迅速性、確実性	点／点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点／点
評定点の小計（注2）		点／点
業務執行上に係る過失に伴う減点		点
事故等による減点		点
履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除による減点		点
その他（ ）		点
総合評定点（注2）		点

注1) 各評価項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

注2) 評定点の小計及び総合評定点は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

## 樣式 2

### 業務委託成績評定結果一覽表 ( 年 月分 )

## 【問い合わせ先】

### (成績評定に関すること)

大阪市水道局総務部管財課

06 - 00000 - 00000

### (成績評定の結果に関すること)

$$N_0 \Omega \sim N_0 \bar{\Omega}$$

大阪市水道局工務部十木旗

06 - 00000

No. O~No. O

大阪市水道局工務部設備課

06 - 00000 - 00000

(様式3)

大水〇〇第  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

大阪市水道局

〇〇部〇〇課

(検査職員名)

### 業務委託成績評定通知書（再通知）

貴社が受注した次の委託業務について、大阪市水道局業務委託成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に書面により、再説明を求めるることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は次のとおりです。

記

1 業務名称

2 履行期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 成績評定結果 点 (詳細については別紙のとおり)

4 送付先 〒 大阪市 区 丁目 番号  
大阪市水道局 部 宛

5 手続等の問合せ先 大阪市水道局 〇〇部〇〇課 (検査職員の補助者名)  
TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

貴社がこの「成績評定通知書（再通知）」を受けられた日は次のとおり扱います。

- 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 年 月 日です。
- 郵送等によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

\* 送付先、手続等の問合せ先は各局の事情に応じたものとしてください。

## 再通知(別紙-設計)

業務名称			
契約金額	当初：	最終：	
契約日	年月日		
設計委託期限	当初：年月日	最終：年月日	
完了年月日	年月日		
完了検査年月日	年月日		
契約相手方名称・所在地	名称：	所在地：	
管理技術者氏名			
	建築：	電気：	
担当主任技術者氏名	構造：	機械：	
	積算：	その他：	
業務評定点（再通知）			
①総合点（基礎項目 <sup>注1)</sup> 及び創意工夫項目 <sup>注2)</sup> の評価による）（　　）			
②基礎点（基礎項目のみの評価による）（　　）			
管理技術者評定点（再通知）			
管理技術者評定点（管理技術者に対する評価）（　　）			

注1) 基礎項目とは、すべての業務に共通する基礎的な内容に関する業過項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

注4) 再通知の場合は、総合点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

評 價 項 目			評 点 (再通知)
1. 専門技術力	I. 業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討・確認 内容 打合せ資料の内容 十分な技術力	/
2. 管理技術力	I. 工程管理能力	実施手順、工事工程管理 実施体制 打合せ内容の理解、記録 関連工事監理者への情報伝達 工程管理	/
	II. 品質管理能力	ミス防止の実施	/
	III. 弾力性等	工事工程の変更への対応	/
3. コミュニケーション力	I. 説明力 表現力 協調性	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力	/
4. 取組姿勢 社会性	I. 責任感 積極性	責任感の強さ、積極性	/
5. 施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認		目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無	/
加 減 点 計			/ 35.00
基 準 点			65.0
法令遵守等 (減点)			0.0
評 定 点 合 計 (再通知)			/100

注1) 再通知の場合は、総合点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

再通知(別紙-土木等)

評価項目		業務評定(再通知) (評定点／満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画 点／点
	実施状況の評価	執行管理 点／点
		品質管理 点／点
		業務特性 点／点
	創意工夫	点／点
	説明調整能力の評価	説明調整能力 点／点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 点／点
結果評価	成果品の品質	点／点
評定点の加重平均点		点
業務執行上に係る過失に伴う減点		点
事故等による減点		点
履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除による減点		点
その他( )		点
総合評定点(再通知)(注2、注3)		点

注1) 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。

注2) 総合評定点は評価の視点毎の重み付けを考慮した加重平均点である。

注3) 再通知の場合は、総合点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

## 再通知(別紙-用地等)

## 用地関係業務 I

考査項目		業務評定(再通知) (評定点／満点) (注1)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画 点／点
	実施状況の評価	執行管理執行計画 点／点
		品質管理執行計画 点／点
		業務特性執行計画 点／点
	創意工夫執行計画	点／点
	説明調整能力の評価	説明調整能力 点／点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 点／点
結果評価		成果品の品質 点／点
評定点の小計(注2)		点／点
業務執行上に係る過失に伴う減点		点
事故等による減点		点
履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除による減点		点
その他( )		点
総合評定点(注2、注3)		点

注1) 各評価項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

注2) 評定点の小計及び総合評定点は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

注3) 再通知の場合は、総合評定点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

## 再通知(別紙-用地等)

## 用地関係業務Ⅱ

考査項目	業務評定 (評定点／満点) (注1)
専門技術力	目的と内容の理解 点 / 点
	的確な履行 点 / 点
	業務目的の達成度 点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性 点 / 点
	打ち合わせの理解度 点 / 点
	指揮系統の迅速性、確実性 点 / 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点 点 / 点
評定点の小計 (注2)	点 / 点
業務執行上に係る過失に伴う減点	点
事故等による減点	点
履行の追完、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除による減点	点
その他 ( )	点
総合評定点 (注2、注3)	点

注1) 各評価項目の評定点及び満点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

注2) 評定点の小計及び総合評定点は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。

注3) 再通知の場合は、総合評定点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

(様式4)

大水〇〇第  
年 月 日

契約の相手方  
所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

大阪市水道局長

(担当:〇〇担当 〇〇 〇〇)

### 成績評定結果に関する説明請求に対する回答書

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、  
次のとおり回答します。

なお、本説明書に疑問があるときは、この書面の回答を受けた日から起算して14日（期間の末日が本市における執務の休日に当たるときはその翌日）以内に書面により、説明を求めるることができます。

再説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は次のとおりです。

記

#### 1 業 務 名 称

#### 2 疑義に対する回答

---

---

---

3 送 付 先 〒 大阪市 区 丁目 番 号  
大阪市水道局 部 宛

4 手続等の問合せ先 大阪市水道局 部 担当  
TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

貴社がこの「成績評定結果に関する説明請求に対する回答書」を受けられた日は  
次のとおり扱います。

- 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡しした 年 月 日です。
- 郵送等によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

\*送付先、手続等の問合せ先は各局の事情に応じたものとしてください。

(様式 5)

大水〇〇第  
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

大阪市水道局長

(担当 : 〇〇担当 〇〇 〇〇)

## 成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書

年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容につきまして、次のとおり回答します。

記

1 業 務 名 称

2 疑義に対する回答

---

---

---

---

---

---

---

---